

文京区告示 第二百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十六第三項の規定により、地域包括支援センターの設置届があつたので、同法百十五条の四十六第十項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年十月一日

文京区長

成澤

廣修



名 称	所 在 地	設 置 者	設 置 年 月 日
富坂地域包括支援センター	文京区本駒込二丁目二十九番二十四号 パシフィックスクエア千石 六階	社会福祉法人 響会	令和八年十月一日
富坂地域包括支援センター分室	文京区小石川二丁目十八番十八号 礒川地域活動センター 三階		